



2 ^こ子どもが うまれたとき すること

^{こくせき}2-4 国籍を きめる

にほん ^{こくせき} 国籍は ^{ひとり} 1人に ^{ひとつ} 1つだけです。でも、^{あか}赤ちゃんは ^{じぶん} 自分で ^{こくせき} 国籍を ^{きめる} きめることが ^{できません} できません。です
から ^{さい} 21才までは ^{こくせき} 国籍を ^き 1つに ^き 決めなくてもいいです。これを「^{こくせきりゆうほ}国籍留保」といいます。「^{こくせきりゆうほ}国籍留保」した
いときは、^{しやくしょ}市役所や ^{くやくしょ}区役所に ^{しゅつしょうとどけ} 出生届と ^{こくせきりゆうほとどけ} いっしょに「^だ国籍留保届」を ^だ 出して ^{ください} ください。